

令和7年度別府市就労機会促進事業委託業務 仕様書

1 業務名

令和7年度別府市就労機会促進事業委託業務

2 目的

別府市においては、国内外からの観光客急増による観光業界の人手不足をはじめ、多くの業種で人手不足が深刻化している。こうした中、全ての人が多様で柔軟な働き方ができる環境を整備し、学生などの若年層による労働力の流出抑制や市内の就業・副業の促進、定年退職者や子育て世代及び別府市の交流人口等の隙間時間を活用した新たな労働力の掘り起こしを図るとともに就職へとつなぎ、市内企業への人材確保を目指す。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

別府市内

5 業務内容

(1) システムの構築及び運営

ア 概要

自治体主体の公式ギグワークプラットフォーム(以下、「公式マッチングサイト」という。)として、以下のサイトの構築、維持管理・運営を行う。企業が求人情報を掲載でき、働き手が応募できる仕組みとする。

- ・自治体管理サイトの構築(データ分析)
- ・求職者向け専用 WEB サイトの構築
- ・市内企業向け専用 WEB サイトの構築

(2) システム構築の詳細条件

ア 公共性

(ア) 多くの企業が利用できる仕組み

- ・幅広い業種が利用できること。
- ・事務負担が少なく、大小様々な企業が利用できること。
- ・労働時間と拘束時間を管理する勤怠管理の仕組みがあること。
- ・給与の前払いや直接払いなど、求職者の意思に応じた柔軟な給与支払いを企業

の負担を増やすことなく代行できる仕組みであること。

(イ) 多くの人が働ける仕組み

- ・専門性あるなし問わず、就業できる仕組みであること。
- ・子育て、介護世代、シニア世代などが活躍できる仕組みであること。
- ・地域内外の求職者が応募、就業できること。
- ・性別、国籍、年齢問わず応募、就業できること。外国人にあっては、留学生の利用が可能であること。

(ウ) コンプライアンス遵守・労働者保護

- ・直接雇用によるマッチングになること。
- ・休業手当などの労働者保護を図ること。
- ・評価やレビュー情報を公開できること。
- ・年少者や外国籍者の就業制限を守ること。

イ 持続性・発展性

(ア) 自治体や企業の負担少

- ・自治体がサービスを維持できる仕組みであること。
- ・勤務できる人を自動検索してシフトを充足できる仕組みであること。

(イ) 企業の労働力不足の解消

- ・企業の労働力不足を根本的に解消できる仕組みであること。
- ・長期雇用へ促進できること。
- ・希望する企業各社が独自の人材プラットフォームを構築できること。
- ・企業は求人情報を独自の人材プラットフォーム又は自治体の公式マッチングサイトへ効率的に掲載できること。
- ・企業各社で抱えている自社会員と外部求職者の一元管理で採用業務の効率化を図れること。

(ウ) ヒト、企業、マチが繋がる

- ・企業と多様な人材が直接繋がれる仕組みであること。
- ・企業と自治体のプラットフォームが繋がる仕組みであること。
- ・季節による人員ニーズを相互補完できるよう、自治体と自治体のプラットフォームが繋がる仕組みであること。

(エ) データ化・可視化

- ・性別、世代別、地域別の登録状況や就労実績、所得、税金などを可視化し事業効果測定を可能にする仕組みであること。
- ・地域間の供給労働時間、支給給与額が可視化される仕組みであること。
- ・企業が求めるスキル、人員確保の状況など現状把握をして雇用支援に活用できること。

ウ 実現性・運営体制

(ア) 運営サポート

- ・システムの導入計画、利用者への普及計画、目標値の設定など、総合的な事業計画を提案できること。
- ・システム導入後も継続した自治体への運営フォローを実施すること。
- ・求職者及び企業からの問い合わせに対応するサポートセンターを設置し、改善要望等のヒアリングも実施すること。
- ・必要に応じてマーケティング、調査、レポート、提案を行うこと。

(イ) リスク管理

- ・事業における特許侵害などのリスクがないこと。

(ウ) 運営費用

- ・企業からの手数料は20%以内、事務処理費は500円以内とすること。
- ・システム使用料は手数料から捻出すること。

エ システムの詳細要件

(ア) 求職者向けの環境整備

- ・自治体の公式マッチングサイトを構築すること。
- ・1日単位、数時間単位での応募・就業を可能にすること。
- ・労働条件通知書、給与明細、源泉徴収票などの帳票類が発行され確認できること。
- ・企業、求職者双方が評価やレビューを確認できること。
- ・システムはパソコン、スマートフォン、タブレット、WEB ブラウザやアプリケーションで利用できること。

(イ) 企業向けの環境整備

- ・企業向けの問合せ・申込サイトを構築すること。
- ・企業向けの管理画面があり、企業各社にあった利用設定ができること。
- ・求人企業は応募者の選考ができ、最適な人材を採用できること。
- ・雇用契約、給与計算、給与支払い、各種帳票作成と管理、月次／年次の帳票発行を各社が設定し自動化できること。
- ・労働時間と拘束時間を管理する勤怠管理の仕組みがあること。
- ・給与の前払いなど、求職者の意思に応じた柔軟な給与支払いを企業の負担を増やすことなく実現できること。
- ・システムはパソコン、スマートフォン、タブレット、WEB ブラウザやアプリケーションで利用できること。

(ウ) 自治体向けの環境整備

- ・自治体向けデータ分析サイトを構築すること。
- ・法改正等に合わせたアップデート機能を持ち合わせていること。
- ・システムはパソコン、タブレット、WEB ブラウザで利用できること。企業各社はシフトや求人情報を柔軟に掲載できること。

(3) 告知

求職者向け応募サイト及び企業向け申込サイトの認知度向上及び登録促進に向けて広く周知を図ること。

- ・企業及び求職者の登録促進のためのチラシ及びポスター等のデータ作成ならびに印刷
- ・新聞広告作成及び掲載
- ・別府市の地域情勢に応じた効果的かつ効率的なプロモーションを行うこと。

(4) 求人の開拓

公式マッチングサイトが、市内企業の人材確保に向けて有効な手立てとなるよう、関係機関・団体と連携し、短日短時間就労による求人開拓を行うこと。

- ①企業向け説明会の企画・実施 8回以上実施
- ②個別企業への訪問説明の実施 5社以上実施

(5) 関係機関等との連携

連携が必要な関係機関・団体等を把握した上で、連携の効果的な手法を提案し、実施すること。

(6) 運営体制及び全体スケジュール等の提出

業務責任者及び部門別責任者等を明記した体系図並びに契約期間中の全体スケジュールを提示すること。

なお、各責任者の氏名、連絡先を追記したものを、契約締結後1週間以内に提出すること。

6 業務実施に当たっての留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た個人情報その他の一切の事項を他人に漏らしてはならない。

また、業務終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

ア 受託者は、個人情報の管理、取り扱いについて、個人情報保護法、別府市個人情報保護条例を厳守し、適正に行うこと。

イ 受託者は、個人情報に関する事故が発生したときは、直ちに市にその旨を報告しなければならない。

ウ その他個人情報の保護については、協議の上で対応に努めること。

(3) 成果物等の帰属

本業務にかかる作成物、成果品の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む)及び所有権等は市に帰属する。画像、システム等既に著作権を有するものについてはこの限りではないが、本市が使用することについて問題が発生しないように適切な対応を行うこと。

(4) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託することができない。ただし、あらかじめその委託内容を明らかにした書面により市の承諾を得たときは、業務の一部を第三者に再委託させることができる。再委託を行う場合、必ず再委託先の事業者と個別に契約を交わし、責任の分担を予め取り決めておくこと。

また、受託者は、再委託先の事業者に対し、受託者と同様の責務を順守させなければならない。

(5) 損害賠償

本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払って行うこととし、受託者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合にあっては、その損害を賠償しなければならない。

(6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

(7) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあっては、市との協議を要するものとする。

(8) 業務の履行にあたり、本市と十分な打合せを行い進めること。十分な知識を有する者を配置すること。

7 その他

(1) 本仕様書は、市が想定する最低限の業務概要を示すものである。受託者の専門的知見から効果的かつ予算の範囲内で実施可能な提案がある場合は、追加提案を行うものとする。

(2) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、別府市と協議してこれを定めるものとする。